

第4節 地域医療構想の推進

地域医療構想の実現に向けては、医療・介護をはじめとする各関係機関の連携を図りながら、病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療を含む地域包括ケアシステム構築の推進、医療従事者の確保及び資質の向上等に取り組むことが必要です。このため、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、医療機関相互の協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金の活用により、必要な施策を推進します。

1 病床の機能分化・連携の推進

【現状と課題】

- 病床機能報告と将来の病床の必要量（必要病床数）とを比較すると、県全体では高度急性期及び回復期の機能が不足しており、各構想区域においても、回復期の機能が不足しています。
- 病床の機能の分化・連携を促進するためには、地域医療構想調整会議において、構想区域ごとに、各医療機関の役割分担及び連携のあり方を明確化し、不足すると見込まれる機能の充足を図るとともに、再編・集約をも視野に入れた医療機能強化を検討していく必要があります。

【施策の方向性】

病床の機能の分化及び連携に当たっては、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることを前提として、これらを実効性あるものとするために、地域医療介護総合確保基金の活用等により、その仕組みづくりや施設・設備整備等に対する支援を行うなど、地域の実情を勘案しながら必要な取組を進めていきます。

ア 各構想区域ごとの効率的な医療提供体制の構築

- 各構想区域ごとの目指すべき医療提供体制の構築に向けては、不足すると見込まれる機能の充足を図るため、医療機関の機能転換に向けた取組を支援します。
- 地域の中核となる医療機関や、救急、小児、周産期、がん等の特定の機能を担う医療機関については、その機能強化を図るため、診断・治療に必要な設備等の整備を支援します。

イ 診療情報の共有化による連携体制の構築

- 患者の状態に合った質の高い医療・介護サービスを提供するため、ICTを活用し、患者の診療情報等を関係者間で共有できるネットワーク基盤の整備を促進します。

2 在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

市町村を中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進する上で、今後増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するためには、訪問診療や訪問看護等の在宅医療提供体制を充実させるとともに、医療と介護の連携の視点に立った看護小規模多機能型居宅介護事業所などの介護基盤の充実を図ることが求められます。

【施策の方向性】

高齢者等の生活機能を維持・向上させるため、入院から在宅への移行を含め、患者の状態に応じた包括的かつ継続的なサービスが提供できるよう、医療と介護の円滑な連携に取り組みます。

ア 介護サービス基盤の整備

地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、その拠点となる地域包括支援センターの機能強化やサービス需要のピークアウトを見据えた在宅生活を支える地域密着型サービスの整備等を支援するとともに、居宅要介護者の様々なニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービスを組み合わせた複合型サービスの整備等を促進します。

イ 在宅医療連携体制の整備

- プライマリ・ケアの提供や地域包括ケアシステムの構築に当たって中心的な役割を担う「かかりつけ医」について、普及啓発を図ります。
- 在宅医療等の推進を図るため、特定行為研修受講支援や関係機関・団体等との連携等により、特定行為研修を修了した看護師の確保、活躍の推進に努めます。
- 県ナースセンターにおいて、訪問看護師養成講習会を開催し、訪問看護に従事する看護職員の確保を推進します。
- 医療・介護間での連携を図り、患者への最適な医療・介護サービスの提供を確保していくため、多職種が連携して取り組むネットワークづくりや研修会等の開催を促進します。
- 高齢者の低栄養予防・摂食嚥下機能障害への指導・リハビリに対応できる人材の養成等、在宅歯科医療等を促進します。
- 在宅医療を必要とする小児患者等が地域で安心して療養できるよう、関係機関の連携構築や人材育成に取り組むなど、小児を対象とした在宅医療体制の充実を図ります。

3 医療従事者の確保及び資質の向上

【現状と課題】

- 医療従事者については、鹿児島保健医療圏に集中しており、中でも人口10万人あたりの医師数は、県全体では全国を上回るものの、各構想区域ごとに見ると、鹿児島保健医療圏のみが全国を上回り、地域偏在が生じています。
- 人口10万人あたりの看護職員の就業者数については、県全体では、全ての職種で全国を上回っていますが、各構想区域ごとに見ると、地域偏在が生じています。
また、薬剤師数は、県全体及び全ての構想区域において、全国を下回っています。

【施策の方向性】

患者のニーズに応じた適切な医療提供に必要な医師・看護師等をはじめとする医療従事者の確保と資質の向上が図られ、県民が安心して質の高い医療を受けられる地域社会の形成に取り組みます。

ア 医師の確保及び資質の向上

- 医師確保や医師のキャリア形成支援、医師不足が深刻な診療科の専門研修受講に対する支援などを実施することにより、医師の地域偏在や科目偏在の解消を図ります。
- 将来にわたって医師を安定的に確保するため、医師修学資金の貸与や県外からのU・I・Jターンの促進、初期臨床研修医の確保などの対策を推進します。

イ 看護職員等の確保及び資質の向上

- 看護職員の県内における確保と定着を図るため、修学資金の貸与や新人看護職員への研修体制の充実、離職看護師の登録制度の活用等に取り組みます。
- 薬剤師や歯科衛生士等の確保を図るため、離職者の復職支援等に取り組みます。